



## 支部長就任のごあいさつ

晩秋の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は健康保険事業の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、10月1日付けで全国健康保険協会(協会けんぽ)の宮崎支部長に就任いたしました。ここに謹んでごあいさつ申し上げます。

現在の協会けんぽは、設立の本来の目的である保険者機能の強化・発揮をより一層進めていくための新たな段階に移っており、「保険者機能強化アクションプラン(第4期)」や「第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)」

を策定したところです。全職員一丸となってこれらの計画を着実に実施し、健康保険制度の長期、安定的な運営のために全力を尽くし、職務を全うする所存でございます。今後とも皆さまからのご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

宮崎支部長  
矢野 憲男

## 延岡・都城年金事務所内の「協会けんぽ窓口」を閉鎖します

**平成31年4月26日をもちまして延岡・都城**

**年金事務所内の「協会けんぽ窓口」を閉鎖します。**

※閉鎖となるのは年金事務所内の  
「協会けんぽ窓口」です。  
年金事務所の閉鎖ではありません。

このたび、郵送によるお手続きの増加や、来訪者の減少などから検討いたしました結果、延岡・都城年金事務所内に設置されている「協会けんぽ窓口」について平成31年4月26日をもって閉鎖することといたしました。ご利用の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、「協会けんぽ窓口」を閉鎖した後の年金事務所では、協会けんぽ関係のご相談や申請書等をお預かりすることができません。申請書のご提出は郵送でお願いします。各種申請書は、協会けんぽのホームページから印刷していただくことができます。または、協会けんぽ宮崎支部にてお電話で承ります。

※平成31年5月以降、「協会けんぽ窓口」は県内の年金事務所内に設置されません。

## 保険証を使用できるのは退職日までです!

従業員本人だけではなく、扶養家族も含めて退職日の翌日から使えません。保険証は、扶養家族分も含めて必ず返却してください。

[受付時間]8:30~17:15(土日祝日・年末年始除く)  
※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

各種申請・届出は郵送でご提出ください。  
申請書はホームページからダウンロードできます。

協会けんぽ宮崎支部

検索

〒880-8546 宮崎市橋通東1-7-4 第一宮銀ビル5階  
TEL.0985-35-5364 FAX.0985-35-5393

- 音声案内でご案内します
- 案内「1」 業務グループ(保険給付、保険証の発行、任意継続など)
- 案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
- 案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故等による保険使用、医療費通知など)
- 案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康経営など)



全国健康保険協会 宮崎支部  
協会けんぽ

ひむか  
だより

飛行機に乗り、離陸してしばらく  
たつと操縦室から機内アナウンスがある  
と思います。一般的には高度や着陸時刻  
等の案内をされますか、以前宮崎空港に  
向かう機内で、「私は宮崎県〇〇市出身  
で、本日は皆様をふるさとにお運びすること  
をともうれしく、光栄に思っております」と  
いったアナウンスが流れました。乗客から笑  
みがこぼれた、機長の素敵の一言でした。

平成30年度は2月を除く各月発行予定です。

Kyoukaikeンpo Miyazaki Branch PRESENTS

2018.11 Vol.102 全国健康保険協会宮崎支部からのお知らせ

# 協会けんぽ

## はり・きゅう、あんま・マッサージの正しい受診

はり・きゅう、あんま・マッサージの施術について、一定要件を満たす場合は「療養費」として健康保険の給付の対象となります。

なお、健康保険の対象とならない場合は、**全額自己負担**となりますので、ご注意ください。

### 保険証が使える要件

#### はり・きゅう

対象となる  
傷病  
であること

- ・神経痛・リウマチ
- ・五十肩・頸腕症候群
- ・腰痛症
- ・頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチなどと同等な慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

医師による  
治療手段  
がない場合

- ・適当な治療手段がなく、施術を受けることを認める医師の同意が必要です。

#### あんま・マッサージ

対象となる  
症状  
であること

- ・筋麻痺
- ・関節硬縮等

※制限されている関節の可動域の拡大等の症状の改善を目的としている場合に限られます。

医師が  
治療上必要  
と認めた場合

- ・治療上、あんま・マッサージの施術が必要と認める医師の同意が必要です。

### ここにご注意!

#### 医師の同意が必要です



初回申請時および6ヶ月を超えて引き続き  
施術を受ける場合(変形徒手矯正は1ヶ月)  
は、医師の同意書が必要です。

#### 疲労回復目的は 対象外です



日々の疲労回復やリラクゼーションを目的としたものは健康保険の対象になりません。

#### はり・きゅうは 医師の治療と 同時に使えません



施術を受けながら並行して医療機関で同じ傷病の診療を受けた場合は、健康保険扱いとはなりません。

#### 領収書は必ず確認しましょう

領収書をもらい、金額に間違いないか確認をお願いします。なお、領収書は医療費控除を受ける際に必要ですので、大切に保管してください。

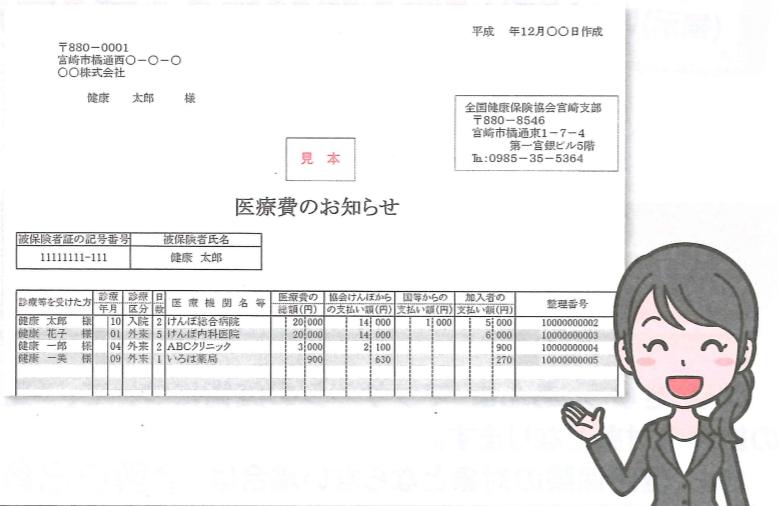
#### ご協力をお願いします

適正な保険給付のため、確認が必要とされる場合に電話や文書で施術の内容を照会させていただくことがあります。

# 「医療費のお知らせ」をお送りいたします

協会けんぽでは、健康保険で診療を受けられた医療機関や医療費について、加入者の皆さまにお知らせする「医療費のお知らせ」を年1回お送りしています。

健康保険に対する关心を高め、健康管理の必要性をより一層認識していただくことを目的としています。



発送時期	平成31年1月中旬頃
発送方法	対象被保険者（従業員様）ごとの封筒を事業所あてにまとめてお送りします。 ※お手数をおかけいたしますが、対象者へ配布をお願いいたします。 ※個別の封筒（親展）は開封せずに、各対象者へお渡しいただきますよう慎重な取り扱いをお願いいたします。
対象期間	平成30年1月～平成30年11月までの間に協会けんぽで受付した診療報酬明細書等の内容が記載されます。 ※主に平成29年11月～平成30年9月診療分（病院、歯科、薬局、柔道整復施術）が記載されます。 ※昨年と発送時期が異なるため、対象期間も9月診療分までとなります。
その他	確定申告（医療費控除）の手続きの際に医療費の明細書として使用することもできます。 ※平成30年10月～平成30年12月診療分につきましては、医療機関等からの領収書に基づき作成された医療費控除の明細を、申告書に追加して添付をお願いします。

医療費を一定額以上支払った場合に、対象となります。

確定申告（医療費控除）にかかるご質問等は  
税務署へお問い合わせください。



# 保健師・管理栄養士が特定保健指導でサポートします！

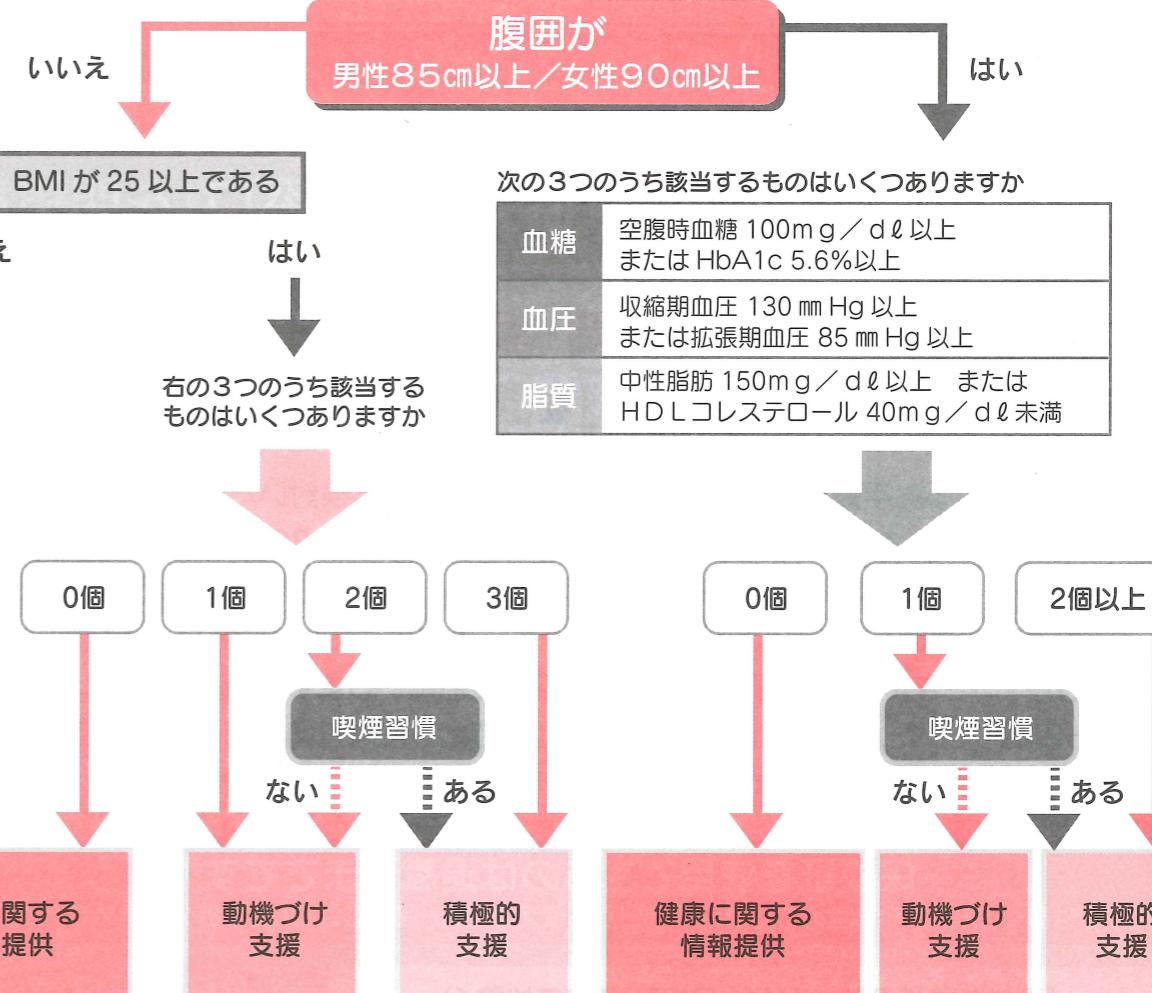
## 特定保健指導とは

対象者が自らの生活習慣における課題に気づき、自らの意思で健康課題を改善し、健康的な生活が維持できるように保健師・管理栄養士が助言をしていくことです。  
特定保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことです。

生活習慣病予防健診等を受診された後、以下の「動機づけ支援」「積極的支援」に該当された方には、協会けんぽから「特定保健指導」のご連絡をさせていただく場合があります。  
ぜひ、この機会に「特定保健指導」をご利用ください。（生活習慣病予防健診実施機関にて保健指導を行う場合があります）

## 【特定保健指導の対象者条件】

健診結果で生活習慣病発症のリスクを判定



【健康に関する情報提供】 健診結果に基づいて一人ひとりにあった「情報提供」が結果の通知と一緒に行われます。

【動機づけ支援】 初めに保健師等とともに改善策を決め、3ヶ月後に成果を評価します。

【積極的支援】 改善策を決め3～6ヶ月程度の継続的なサポートを行います。

※血圧・血糖・脂質の治療中の方は特定保健指導の対象とはなりません。

※65～74歳の人は「積極的支援」に該当された場合でも「動機づけ支援」となります。

特定保健指導の件でご不明な点がございましたら保健グループまでお問い合わせください。

